

【 町民コメント募集 】

「美瑛町自治基本条例」（素案）に対する ご意見を募集します。

令和4年10月 美瑛町まちづくり推進課

このたび「美瑛町自治基本条例」（素案）を取りまとめましたので、この案に対する町民の皆さんからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見を参考に、条例案を策定する予定です。ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する考え方をまとめ、ホームページで公表します。

《 ご意見募集要項 》

● 意見募集期間

令和4年10月18日（火）から令和4年11月18日（金）まで ※期間内必着

● 案の公表方法

まちづくり推進課（役場庁舎2階）、町民コーナー（役場庁舎1階）、町民センター（1階）、図書館、ビ・エール（2階）に備え置いています。また、役場ホームページからダウンロードしてご覧になることができます。

● 意見の提出方法

（1）郵送の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送してください。

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町役場まちづくり推進課 あて

（2）ファックスの場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

美瑛町役場まちづくり推進課 あて

FAX 0166-92-4414

（3）電子メールの場合

メールタイトルを「条例案について」として、「ご意見記入用紙」データを下記アドレスに送信してください。

メールアドレス machi@town.biei.hokkaido.jp

（4）ご意見箱への投函の場合

条例案設置場所に設置している「ご意見箱」に投函してください。

● 意見提出ができる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に存する事務所または事業所に勤務する方、町内に存する学校に在学する方

● 留意事項

- (1) ご意見の提出にあたりましては、住所・氏名・年齢・性別をご記入ください。必要事項の明記がない場合は、ご意見として受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 個人情報は、美瑛町個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取扱います。また、ご意見の概要を公表する際は、住所・氏名は公表せず、年代及び性別のみを記載します。
- (3) ご意見の概要を公表する際は、類似意見を集約したり、ご意見を分割したりする場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 電話によるご意見の受け付けや、ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。